

大分県認定看護師等U I J ターン就業支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、高度化、多様化する医療ニーズに応えるため、県外から大分県に移住し県内の医療機関等に就業する専門資格を有する看護職員に対し、移住に係る費用を補助し、県内就職を誘導することで県内の医療提供体制の充実及び医師業務のタスクシフト/シェアの促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

大分県内の医療機関、社会福祉施設、訪問看護ステーションの開設者

3 事業内容

この補助金は、県外から専門資格を有する看護師を雇用し、移住のための支援金を交付した医療機関、社会福祉施設、訪問看護ステーションの開設者に対し、申請に基づき交付するもの。

(支給補助額及び補助率)

(1) 2人以上の世帯の場合 50 万円/世帯

(2) 単身世帯の場合 30 万円/人

補助率 10/10

4 事業の補助対象者

次に掲げる事項のすべてに該当すること

項目	要件
移住等に関する要件	(1)大分県に移住する直前に県外に在住していたこと (2)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に大分県に移住したこと (3)大分県に移住した日から1年以上継続して大分県内に居住する意思を有していること (4)大分県への移住・就業に関する大分県その他の支援金を受けたことがなく、かつ受ける予定がないこと
資格・就業に関する要件	(1)特定行為研修修了者、認定看護師、専門看護師、診療看護師のいずれかの資格(以下「専門資格」という。)を取得している者 (2)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に雇用された者または同期間内に内定を承諾した者であって令和8年4月1日に雇用される見込みの者 (3)勤務地が大分県内に所在すること (4)看護職員として1年間継続して就業する意思を有しており、かつ専門資格を活かした配属勤務(就業内定者にあつては就業予定)であること (5)医療機関との直接雇用契約に基づく就業であること (6)転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく、新規の雇用であること。

世帯に関する要件 *世帯額支給を申請の場合	(1)対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと (2)申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していたこと (3)申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に移住した又は移住する見込みであること
その他	・対象者を含む世帯員全員いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

5 補助対象事業者要件

- (1) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

6 申請方法

(1) 提出書類

補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し知事に認定の申請を行うものとする。

- | |
|--|
| <p>①事業計画書（別紙1）</p> <p>②収支予算書（別紙2）</p> <p>③その他補助金交付の根拠となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県認定看護師等U I J ターン就業支援事業費補助金交付申請に関する誓約事項（別紙3） ・大分県認定看護師等U I J ターン就業支援事業費補助金交付就業証明書（別紙4） ・県外から大分県に移住してきたことが確認できる就業者の世帯全員の住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの） ・就業者の看護師免許の写し ・就業者の特定行為修了者、認定看護師、専門看護師、診療看護師（NP）の有資格を有することを証する書類の写し ・誓約書 |
|--|

- (2) 知事は、事業の内容を審査し、相当と認めるときは事業の認定を行い、交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(附 則)

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年度7月補正予算に係る大分県認定看護師等U I J ターン就業支援事業費補助金から適用する。